受験することができる)。 1年次秋学期 せば各法科大学院が実施する選抜試験を 同プログラムにおいて一定の要件を満た 明する(なお、学部4年卒業の場合でも 学部3年早期卒業の場合を前提として説

2年次より開始するコース制

公共法務コース、ビジネスロ

コース、

国際関係法コース、

法と情報

コース)の中から「一貫教育プログラム」

論文式試験を実施せ

(法律科目

が設置された法曹コースを選択する。

-スを選択した学生は、「一貫教育

曹二-

プログラム修了要件」

要およ り組み たに導入 とその され 展望 大学法学部における 法曹コー ス 3

「法曹コース3+2」 導入の背景

大学院志望者数は1万人を大きく割り込 養成制度上の問題 な要因のひとつとは考えられるが、 因やそれに連動した法曹の不人気も大き 爆剤になるかのようにも見えた。 大学院制度が司法制度改革のひとつの起 前後の法科大学院志願者が存在し、 大学院制度は、2008年までは4万人 革のもとで2004年に設立された法科 周知のとおり、 マンショックなどの経済的要 も起因して、 司法改革および大学改 (特に司法試験予備試 法曹 法科

> 学省の主導のもと新たに創設された制度 法学部入学者数も減少傾向にある(※2)。 がいわゆる このような状況の打開策として、 「法曹コース3+2」 である。 文部科

【法曹コース3+2】とは何か 明治大学法学部における取り組み

によって、 司法試験受験生の経済的および時間的負 貫性・体系性のある課程を修了すること 大学院における2年間の合計5年間の一 年間(大学を3年で早期卒業) 設される「法曹コース」 「法曹コース3+2」とは、 司法試験受験資格を得られる における学部3 法学部に創 ٤

Education of Meiji University >

0 ※1 法科大学院特別委員会(第75回)配布資料4「第4回法曹養成制度改革連絡協議会配布資料(抜粋)」 ※2 法科大学院特別委員会(第78回)参考資料1「法学部・法科大学院関係データ集」

PROFILE

法学部 (3年) 法科大学院(2年)※既修コース 2年(秋) 3年(春) 3年(秋) 4年(春) 4年(秋) 2年(春) 2年(秋) 3年(秋) 2年(秋) 1年(春) 1年(秋) 明治 法曹コース「一貫教育プログラム」 早 中央 その他 慶應 法科大学院 (一般入試) 卒 3 + 2法学部卒業 単位認定 法学部・法科大学院 法科大学院入 法科大学院修了 法曹コース「一貫教育プログラム」 法科大学院 4+2も可能 (一般入試)

法曹コース「一貫教育プログラム」によ

右記3大学への進学が可能となる。

入学者が対象)

しているため、

明治大学法学部の学生は

訟法および刑事訴訟

司法演習を全て修 ていることであ

との間で連携協定を締結

義塾大学法科大学院(2019年度以降 (2019年度以降入学者が対象)、

者が対象)、 大学法科大学院

中央大学法科

大学院

など)を満たして 準値を超えていること

いる

慶應

法

公)、行政法、民事訴讼(親族法および相続と、これに加え、民

(2020年度以降入学

「法曹を目指すためのステップ」

に示す

明治大学法学部は、

明治

卒業の要件 単位数を満たし、

(GPA基

早期

「一貫教育プログラム」

の概要は、

図

育プログラム修了要

卒業に必要な

とができる。

ができる。「一貫教試験を受験するこ

明治大学法学部における法曹コ

担を軽減することを目的としている。

各法科大学院が実施す

「法科大学院特別選

法曹コース「一貫教育プログラム」公学では、この「法曹コース3+2」

図1の時系列に従って、

理想形である法

ラム修了要件」を満た

「一貫教育プログ

した者は、右記のとお

柳川 鋭士 Eiji Yanagawa

法学部准教授 法学部教務主任 : 法制研究所事務局長



1973年 東京都生まれ 1997年 明治大学法学部卒業

東京理科大学工学部第二部電気工学科卒業

2012年 ジョージタウン大学ローセンター卒業 (LL.M.) 渥美総合法律事務所・外国法共同事業 (現渥美坂 井法律事務所・外国法共同事業) パートナー等を 経て、現職(明治大学法学部准教授・弁護士)。

『自動運転と社会変革 法と保険』(編著者・商事法務出版・2019年)

『民事訴訟手続における電子証拠の原本性と真正性 ―米国におけるデジタル・フォレンジックの活用場面を 参考にして』情報ネットワーク・ローレビュー17巻 (商事法務出版、2019年)など

日本民事訴訟法学会、仲裁ADR法学会、情報ネットワーク法学会

図1 法曹を目指すためのステップ(法曹コース3+2)

ことになるが、

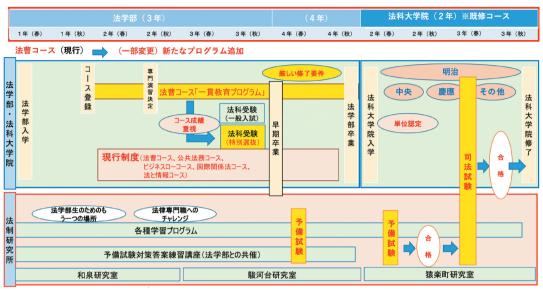
この選

選抜」試験を受験する する「法科大学院特別 り各法科大学院が実施

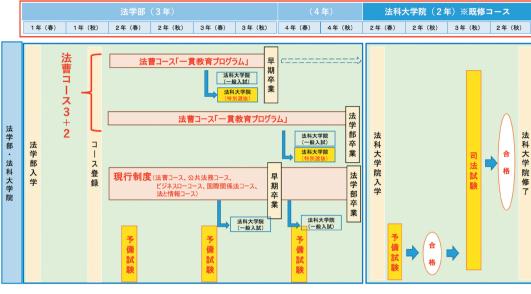


Education of Meiji University

図3 明治大学法学部サポート体制



「法曹コース3+2」と現行の法曹養成制度との関係



ては、 法科大学院進学後に一定の要件 部で修得した一部の科目につい 科大学院に進学した場合、 験の実施は予定されていない 法科大学院の場合、 を重視するが、 度も想定されている。 学中に司法試験を受験できる制 を満たした者は、法科大学院在 を受けることができる。 5年一貫型選抜試験に合格し法 する予定であり、 式試験を実施して選抜する方 5年一貫型選抜試験を実施 があり、 (法曹コースの成績など 法科大学院にて単位認定 例えば明治大学 法律科目の論文 開放型選抜試 現時点で 法学

予備試験等の

法科大学院進学と通常の学部も 年卒業後に法科大学院進学) 3年早期卒業制度の利用による の法科大学院進学ル 司法試験予備試験 参照)を簡単に説明すると、 の法曹養成制度との関係 トと、 (いわゆる予 これまで (学 部 図 2

現行試験制度との関係

4 4 9

可能であり、仮に学部3年次に合格した

ある。予備試験は学部1年次からも受験

4人(最終合格者数476人)

で 万

場合、学部4年次に司法試験最終合格を

することも可能である。「法曹コー

-ス3+

平成31年予備試験出願者数は1

かわらず予備試験受験生は増加しており、

「法曹コース3+2」 と現行

予備試験制度の方がよりその目的を実現

よび時間的負担を軽減することにあるが、

の目的は司法試験受験生の経済的お

することになる。

明治大学法学部在学中

に予備試験を合格する者は数名であるが

験によって構成される。 択科目]が導入される) 判定する試験であり、 認めるため創設された制度であり、 学せずに司法試験受験資格を得ることが 試験を合格した場合、 経由しない者にも司法試験の受験資格を 済的事情や実社会で十分な経験を積んで て専門的な法律の分野に関する科目 [選 (2022年から一般教養科目に代わっ と同等の学識およびその応用能力などを できる。 いることなどを理由として法科大学院を とつ増えたことになる。予備試験は、 そのまま残る。 「法曹コース3+2」の選択肢がひ 予備試験は、 法曹を目指す学生にとっ 法科大学院修了者 法科大学院には進 短答式、論文式 難関試験にもか および口述式試 予備 経

学生サポート体制の構築明治大学法学部における

法学部では、

法曹を目指す学

があり、 講座を開催し、 育プログラム」 予備試験および法科大学院入試 となり少人数のゼミ形式にて 共催にて司法試験予備試験対策 法学部においても法制研究所と 護士が指導している。 司法試験科目、 学院入試科目、 勉強面については、 がアドバイスする必要がある。 に応じて選択できるよう教職員 の他の法科大学院への進学、 る明治大学法科大学院またはそ 度利用または学部4年卒業によ 校への進学、 す学生にとっては、 生の需要に応じて適切にサポ 所があり学部生に対して法科大 家試験指導センターに法制研究 トする必要がある。 ①法曹コース 学生の希望および特性 という多様なル ②3年早期卒業制 利用による協定 弁護士が指導者 各々について弁 予備試験科目 明治大学国 法曹を目指 図 3 の 「一貫教 また、 (3)

> 度は中止となったが、次年度開催に向けコロナウイルス感染症の影響により本年 て準備をしている)。

「法曹コース3+2」の課題

うかが、 方向に改善されるとは思われない。 学側の自助努力と「法曹コース3+2」 予備試験制度の抜本的な改革なしに、 視の選抜理念にそぐわないとも思われる 学生であり、 約半数が学部または法科大学院在学中の明らかであるだろう。予備試験合格者の 試験出願者数は増加していることからも 科大学院志願者数は激減しながらも予備 適時かつ適切に手助けすることであろう。 の学生「個人」にとって最善のキャリア も大事だとは思うが、 れにしても、 の導入のみで法科大学院制度がよりよい を踏まえると、 す学生を引き寄せる程に魅力があるかど 魅力を感じるかが相当程度不透明である。 パスが歩めるよう教職員が労をいとわず を対象とするため、 したため、 既存の制度 しながら、 「法曹コース3+2」 成功のカギを握ると思われる。 学生がどの程度この新制度に 大学自体のリピュテーション 「法曹コース3+2」 現状の予備試験の受験対策 (特に予備試験制度) 必ずしも「プロセス」 予備試験合格を目指 重要なことは、 は優秀な学生 を創設 個々 いず 重 法

の対策指導を行っている